

2023 年度中東等産油・産ガス国投資等促進事業 環境整備／投資促進セミナー
「カタール公共事業庁（PWA-Ashghal）下水関連技術セミナー」
業務委託先の公募について

2023 年 10 月 17 日
一般財団法人 中東協力センター

一般財団法人中東協力センター（以下「JCCME」）は、国内受入事業の一環として、カタール公共事業庁（以下「PWA-Ashghal」）を対象に、下水関連技術セミナーを実施致します。下記要領にて本件にかかる業務の委託先を公募します。

記

1. 案件概要

- 1) 対象者はカタール公共事業庁（PWA-Ashghal）のエンジニア 5 名。
視察日程は、11 月 13 日、14 日、16 日の 3 日間とする。
- 2) 11 月 13 日、14 日、16 日の 3 日間の視察先を選定・手配し、視察内容（プログラム）を策定し、アテンドを実施する。
15 日はフジクリーン工業那須工場視察、17 日は JCCME 主催の下水関連技術セミナーを実施予定。PWA-Ashghal より、水再生センター、下水道関連施設、研修センターを視察したい意向を確認済み。

2. 公募（見積り）に関する留意点

- 1) 上記の案件概要をふまえた見積書を作成する。見積の積算根拠も含める。
- 2) アテンド人数は最大 2 人（通訳は含まず）までとする。通訳は JCCME にて手配する。JCCME より 2 名参加予定。
- 3) 事業報告書の作成、実施報告書の作成
事業報告書は各講義のサマリー、視察場所での議事録、本委託業務を通じて知り得たカタールの下水分野の問題点を記述して、今後の課題を記述する。各講義のプレゼン資料を提出する。
実施報告書は指定された証憑原本を用意して JCCME の様式に沿って記述し提出する。

3. 日程（予定）

1) 今回の PWA-Ashghal の訪日スケジュールは下記である。

- 11 月 12 日（日） カタールから成田へ移動
- 11 月 13 日（月） 視察
- 11 月 14 日（火） 視察
- 11 月 15 日（水） 「フジクリーン工業那須工場視察（JCCME 手配）」
- 11 月 16 日（木） 視察
- 11 月 17 日（金） 「JCCME 主催カタール公共事業庁（PWA-Ashghal）
下水関連技術セミナー 於東京会場（JCCME 手配）」
東京より帰国

2) 公募期間は 10 月 16 日（月）より 10 月 30 日（月）までの 2 週間とし、
公募後、JCCME の規定により厳正に選定され、11 月 2 日頃には選定結果に
ついて JCCME の HP に開示する。

4. 応募要件

- 日本法人（登記法人）であること。
- 業務を円滑に実施するために十分な人員体制、経営基盤を有し、法令順守・金銭管理の面で適切な管理能力を備えていること。
- 受託業者は、受託事業者社員、もしくは受託業者が本件業務委託期間中に手配する第 3 者等が知り得た秘密事項については、委託期間中はもとより、委託期間終了後も他に漏洩しないよう、本件業務に関わる者に対し指導・管理責任を有する。
- 経済産業省所管補助金交付等の停止および契約に係る指名停止等措置要領（平成 15・01・29 会課第 1 号）別表第一および第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- 暴力団排除に関する誓約書を提出すること。

以下のいずれにも該当しないことを誓約する誓約書を提出。

- ① 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること、法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。
- ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。

- ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していること。

<本業務のための個別要件>

- 2019年度以降に「水分野」に関する当センターに関する中東（GCC6ヶ国とエジプトとイランの計8ヶ国）向けの国内受入、調査、技術協力、投資促進セミナー（ウェビナーを含む）、ワークショップ等の業務実績を有すること（委託、再委託契約も含む）
- 過去にサウジアラビア、クウェート、カタール国の水分野（上水もしくは下水）における業務実績を有すること

5. 応募書類：下記の書類をまとめて公募締め切り前に郵送すること。

- 見積書(人件費等の積算根拠を含む)
- 応募者の概要がわかるもの（会社案内等）
- 各トピックについて提供できるコンテンツ（書式自由）
- <本業務のための個別要件>を満たす業務実績（年度、向先、内容）
- 実施体制と実施体制に掲載された従事者の役割
- 暴力団排除に関する誓約書（別添に署名いただき応募書類と一緒に提示下さい）。

6. 評価基準

以下の項目を勘案して、総合的に応募者を評価する。

- 提案金額とその内訳、経費の構成
- 提供できるコンテンツの内容
- <本業務のための個別要件>を満たす業務実績の内容
- コンプライアンス対応

7. 応募書類の提出期限

2023年10月30日（月曜日）15時

8. 選定結果の通知

2023年11月2日頃にJCCMEのホームページに掲載する。

選定結果に関する問い合わせは不可とする。

9. 応募書類提出および問い合わせ先
一般財団法人中東協力センター 吉田 (参事)
E-mail : yoshida@jccme.or.jp
T e l : 03-3237-6722

以上

暴力団排除に関する誓約書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記①から④までのいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- ① 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること、法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。
- ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。
- ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していること。

年 月 日

住所
社名
氏名

印